

学校における働き方改革実現集会

1月22日、東京において、日教組「学校における働き方改革の実現を求める総決起集会」と連合「学校における働き方改革実現集会」が行われ、約300人（高教組3人）が参加しました。

日教組の集会では、「春闘期における学校の働き方改革のとりくみ」～中教審特別部会における「給特法見直し」にむけた課題～についてとりくみ提起があり、学校での多忙な状況について活発な討論が行われました。

連合の集会では、文科省大臣官房審議官からの基調講演の後、中教審の「学校における働き方改革特別部会」委員の、学校マネジメントコンサルタントの妹尾昌俊さんの基調講演と連合事務局長の相原康伸さんからの報告がありました。

連合事務局長からは、「学校の働き方を改善することで、日本の働き方の改革をすすめることができる」との学校の働き方改革への強い決意が語られました。

日教組のとりくみにより、学校の働き方改革に強い追い風が吹いていますが、この機会を逃すと、多忙な状況を変えることは更に時間がかかると言われています。

学校における働き方を変えるためには、給特法の見直しについて考えていく必要があります。

給特法についての学習動画を日教組で作成しました。高教組HPからも見られるよう掲載予定です。ぜひご覧ください。



給特法PRビデオ（3分53秒）

You TubeのQRコード



日教組集会（憲政記念館）



連合集会（星陵会館）

給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）は1972年に施行され、公立の義務教育諸学校の教職員について、給与月額4%の教職調整額を支給することとし、その反面、時間外・休日勤務手当を支給しないとされました。一方で正規の時間を超えて勤務させる場合は職員会議など、「臨時または緊急にやむを得ない必要があるとき」に限るとされ、「限定4項目」と呼ばれています。